

議案第42号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月28日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、石岡市国民健康保険税条例の一部を改正したため。

改正要綱

- 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げることとしたこと。
- 2 条例中の引用条項の改正に伴う所要の改正をしたこと。



石岡市告示第321号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

令和4年3月31日

石岡市長 谷 島 洋 司

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(令和4年3月31日石岡市条例第15号)

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第6項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の石岡市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。